

青年部活動報告・予定

新年あけましておめでとうでございます。昨年の事業報告をさせていただきます。昨年は、ゴミゼロ運動、四街道ふるさとまつり（ヤングバザール）、産業まつり等に参加し、地域貢献活動に取り組みでまいりました。

11月10日（土）、11日（日）に開催された産業まつりにおいては天候に恵まれ、太鼓・伝統芸能・歌謡ショー・ストリートダンスによさこいソーラン踊りと大盛況でした。青年部は、焼きそば・フランクフルトの模擬店を出しました。部員一丸となって頑張った結果、たくさんの方々のご好評を頂き、焼きそば・フランクフルトともに完売することができました。皆さん、ご来場頂きありがとうございました。うございました。

今年も新しいアイデアを取り入れながら、地域貢献活動に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

今年について、千葉県北部ブロック商工会（白井、酒々井、印西、富里、栄町、成田市東）青年部の視察研修旅行、北海道視察旅行、青年部サクセス交流会、青年部全国大会（名古屋）が予定されています。北部ブロック商工会青年部の視察研修旅行、全国大会等に参加し、四街道市以外の青年部員と交流することです。たくさん学びを得ることが出来ると思います。学んだことを活かし、今後の青年部活動の活性化に繋げていきたいと思っております。各商工会青年部と、より一層の連携を深め、精一杯青年部活動を行ってまいります。会員の皆様、四街道市商工会青年部を今年も宜しくお願致します。



11月に開催された産業まつりにて

女性部活動報告・予定

（社協まつり福祉バザール）恒例になりました福祉バザールの前日準備及び当日販売のお手伝いを行いました。各方面からボランティアが集まり、市民の皆様から提供して頂いたたくさんさんの品を販売し、福祉に役立てることができました。

（産業まつり）昨年11月10日（土）・11日（日）に開催された産業まつりに模擬店を出店しました。一日間ともちよっと汗ばむくらいでしたが、朝から青空の広がるすがすがしいお天気でした。来場者のお出足も良く、いろいろな催しがあり、来場者は両手にいっぱい荷物を持ちそれぞれ楽しんでる様子でした。私達女性部は、「いらっしやいませ」「たぬきうどんいかがですか！ カレーうどんおすすめてですよ」できたてのじゃがバターほくほくくで〜す！「手作り無農薬ブルーベリージャム残り僅か！」などなど、いつもの笑顔で声をかけ終了時間前にすべて完売です。ただし、綿あめだけは終わりがありません！子供たちが「ふわふわして雲みたい」と楽しみに並んでいるので、毎年最後まで販売しています。女性部自慢のチームワークと頑張りで、今回もたくさんのお客様に喜んで頂くことができました。最後に皆様でお茶を飲んでほっと一息！お疲れ様でした。



（事業反省会・忘年会）12月5日（水）鮎・海鮮料理 波奈にて21名が集まり開催しました。部長の産業まつり従事に対する労いの言葉から始まり、しゃぶしゃぶやお寿司などたくさんのご馳走を戴きながら一年を振り返り談笑、楽しいひとときを過ごしました。もうすぐ「平成」は終わり、次の年号は何になるのでしょうか。私達、女性部も新たな気持ちで頑張りたいと思っております。

（今後の行事予定）
・女性部視察研修会 1月27日（日）〜28日（月）
・お味噌作り講習会（3月上旬）

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

（平成30年分から適用）

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されました。この改正は、平成30年分以後の所得税について適用されます。

（単位：万円）

	配偶者控除※	配偶者特別控除										
		配偶者の給与収入（合計所得金額）										
		~103 （~38）	~150 （~85）	~155 （~90）	~160 （~95）	~167 （~100）	~175 （~105）	~183 （~110）	~190 （~115）	~197 （~120）	~201 （~123）	201~ （123~）
納税者の給与収入 （合計所得金額）	~1,120 （~900）	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	~1,170 （~950）	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	~1,220 （~1,000）	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	~1,220 （1,000~）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入（合計所得金額）が、①1,120万円以下（900万円以下）の場合、控除額48万円、②1,120万円超1,170万円以下（900万円超950万円以下）の場合、控除額32万円、③1,170万円超1,220万円以下（950万円超1,000万円以下）の場合、控除額16万円、④1,220万円超（1,000万円超）の場合、適用なし。